

各位

会 社 名 株式会社ジェイック

代表者名 代表取締役

佐藤 剛志

(コード番号:7073 東証マザーズ)

問 合 せ 先 取締役経営企画本部長

谷中 拓生

(TEL. 03-5282-7608)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月27日開催予定の当社第31回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 1.定款変更の理由

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

## 2.定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	[削除]
みなし提供)	
第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類および連	
結計算書類に記載または表示をすべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示することによ	
り、株主に対して提供したものとみなすことが	
できる。	
[新設]	(電子提供措置等)
	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報について電
	子提供措置をとる。_
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部又は一部につい
	て、議決権の基準日までに書面交付請求した株
	主に対して交付する書面に記載しないことがで
	きる。

### [新設]

### (附則)

- 1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過し

た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日:2022年4月27日 (予定) 定款変更の効力発生日 : 2022年4月27日 (予定)

以上